住居表示実施地区で建築物の新築等をした時の届出の流れ(イメージ)

1 住居表示地区で建築物が完成

原則、しゅん工後

新築や建替え、出入口の変更の場合は現地で出入口の位置や外壁の位置等を計測しますので、足場や目隠し板が取れ、計測ができる状態になってからの届出をお願いします

2 新築等の届出

→建物が所在する区役所の総務課で届出を受理

届出
- ●様式（規則第2号様式）＊

添付図面
- ●配置図（出入口と道路の位置図）
- ●各階平面図（設計図等）
- ●法務局の地図（公図）　等

＊電子での申請も可能

3 後日、現地調査

→住居番号を付定

主要な出入口(玄関等)と道路の接続位置を測定 ＊

＊主要な出入口が道路に直接面していない場合は、主要な出入口から道路までに繋がる経路を確認します

4 住居番号通知書と住居番号表示板を届出者に送付

届出の受理から送付までの期間については、届出を受理した区役所の総務課にご確認ください